２０２１年４月現在

定期預金共通規定

この定期預金共通規定は、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M 型）（スーパー定期）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金、定額複利預金（以下、これらを総称して「この預金」といいます。）に適用します。

１．（預入形態）

証書式または通帳式とします（但し、定額複利預金は証書式のみ）

２．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は証書と引換えに、通帳式の場合は当該受入の記載を取消したうえ、当店で返却します。

３．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第５条第４項第１号、第２号アからカおよび第３号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第５条第４項第１号、第２号アからカまたは第３号アからオの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

４．（取引の制限等）

（１）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（３）前二項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

（４）当金庫は、預金口座が本規定の定める各条項のいずれかに違反して利用している可能性があると判断した場合、または通例の利用目的と異なる目的で使用している可能性があると判断した場合には、お客様への事前の通知なく一時的に預金口座の利用を停止させていただくことがあります。

５．（預金の解約、書替継続）

（１）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

（２）この預金を解約または書替継続するときは、証書によるものは、当金庫所定の払戻請求書または、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに当店または、当金庫本支店に提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店または、当金庫本支店に提出してください。ただし、当店以外での解約または書換継続については個人のお取引で口座名義人ご本人様がご来店しご本人様の確認ができる場合に限ります。また、当店以外での解約は現金支払額５００万円（ただし、他口座への振替支払あるいは振込み資金等の払戻しは除きます。）を限度とし、あらかじめ、当店にお届けされた印鑑届の印影と押印された印鑑との照合手続きが可能な口座にかぎります。

（３）次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず 開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第８条第１項に違反した場合

③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると 認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第４条第１項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれが あると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

⑥ 第４条第１項および第２項に定める取引等の制限に係る事象が１年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第１号から第６号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合

（４）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団

等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

カ.その他アからオに準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

ア．暴力的な要求行為

イ．法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ．その他アからエに準ずる行為

（５）第３項または第４項により、この預金口座が解約され残高がある場合、ならびにこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書または通帳（以下、「証書等」といいます。）と届出印を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

６．（届出事項の変更、証書等の再発行等）

（１）証書等や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）証書等または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書等の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）証書等を再発行（汚損等による再発行を含みます）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

７．（印鑑照合）

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

８．（譲渡、質入れの禁止）

（１）この預金および証書等は、譲渡または質入れすることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

９．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に当店に届出てください。

（４）前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に当店に届出てください。

（５）前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１０．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。証書等は当金庫所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知

が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１１．（規定の変更）

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、当金庫ウェブサイト及びその他相当の方法で、規定を変更する旨及び変更内容並びに変更日を公表することにより、変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上